

平成 22年 5月 28日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530035

研究課題名（和文）国際法における消滅時効の研究

研究課題名（英文）A Study on Extinctive Prescription in International Law

研究代表者

五十嵐 正博（IGARASHI MASAHIRO）

神戸大学・大学院国際協力研究科・教授

研究者番号：70168102

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国の「戦後補償裁判」において、裁判所が、原告の損害賠償請求を「除斥期間」を理由に退ける判断を下す事例に対する疑問から始められたものであった。他方で、国際社会においては、重大な人権侵害の被害者は時効に従うべきではないとの主張がなされ、こうした主張は、ユス・コーゲンス（強行規範）概念の発展に伴ってさらに強められてきた。ギリシャ、イタリアの最高裁判決が、被告による主権免除、時効などの抗弁を退けて、原告の損害賠償請求を認める画期的な判断を下すまでになったのである。

研究成果の概要（英文）：In Japan's so-called post-war compensation cases, many judgments have dismissed the victim's claims based on the prescription. However, on the international stage, some has argued that claims relating to reparations for gross violations shall not be subject to a statute of limitations. This study finds that this kind of arguments have been reinforced with the development of the *jus cogens* norm on which the Greek and Italian Supreme Courts have rendered judgments to recognize the victim's claims for compensation by dismissing the defendant's pleas based on state immunity or prescription.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法・戦後補償裁判・消滅時効・請求権・主権免除

## 1. 研究開始当初の背景

わが国の、いわゆる「戦後補償裁判」において、かつて、個人の損賠賠償請求権は、国内法上の除斥期間を理由の一つに退けられ

る判決が多く見られた。それに対して、世界の各地で重大な人権侵害事件が発生する中で、国際法上、重大な人権侵害に関わる請求権は時効に従うべきではないとの見解が繰

り返し示されるようになってきた。もっとも、その理論的根拠が明確にされてきたとはいえなかった。これらが、本研究を開始した当初の背景である。

## 2. 研究の目的

国際法における時効、とりわけ国際法上、訴権の時間的制限がいかなるものと考えられてきたかを一般的に考察し、その上で、さらに研究の焦点を、国連創設後の国際人権法、国際人道法および国際刑事法の発展の文脈の中で、加害者に対する時効不適用条約が採択されたこと、他方で、被害者の救済を受ける権利が発展しつつあることを背景にした時効の問題に当てる。そのためには、広く、国際法上の消滅時効に関連する国内・国際判例の検討を行い、その上で、国際人権法、国際人道法および国際刑事法の分野における時効に関する判例・学説の検討を行う。とりわけ、国連において、本研究目的に関する様々の報告書が提出され、決議が採択されてきたことから、国連（人権理事会（委員会）なども含む）における議論を検討する。こうして、現在に至るまでの被害者救済という観点からの消滅時効をめぐる理論状況、判例状況、国連における議論状況が明らかにされることが期待される。

## 3. 研究の方法

### （1）国際法上の消滅時効に関する学説・判例の検討

国際法上の消滅時効に関する学説・判例の検討を行う。そのため、文献収集を行いつつ、その分析を行う。Hobér, *Extinctive Prescription and Applicable Law in Interstate Arbitration*(2001)は、おそらく国際法上の消滅時効に関する最初のすぐれた体系書であり、同書において引用されている諸文献を収集し、検討することが必要になる。また、国際司法裁判所のアンバティエロス事件判決も大いに参考なと思われるので、同判決の詳細な検討が必要と考える。さらに、国内における資料調査を行う。もっとも、Hobérの著書は、2001年に出版されたものであるが、「ユス・コーゲンスと時効」に関して、戦争犯罪、人道に対する罪に関する若干の言及はあるものの、本研究の中心的課題である、国連を中心とする国際社会が、重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者の救済についての活発な議論にほとんど言及していない。

### （2）重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者の救済と時効に関する学説の検討

そこで、本研究にとっては、Hobérがほとんど扱っていない重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者の救済と時効に関する学

説の検討が必要になる。

学説については、さしあたり、国連人権小委員会に提出された「人権と基本的自由の侵害を受けた被害者の原状回復、賠償および更生を求める権利についての研究（ファン・ボーベン最終報告書）」において引用されたLutz, “After the elections: compensating victims of human rights abuses”, in *New Directions in Human Rights* (ed. Lutz, Hunnum and Burke, 1989, pp. 195-212)を手がかりに、同論文において引用されている諸文献を収集し、検討することから始める。さらに、「ファン・ボーベン最終報告書」そのもの、および「武力紛争時における組織的強姦、性奴隷及び奴隷類似慣行（マクドゥーガル報告書）」の内容、それらの採択過程での人権小委員会における議論状況なども改めて検討する。

### （3）重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者の救済と時効に関する判例の検討

本研究においては、わが国のおびただしい数の戦後補償裁判判決の検討がまず必要であると同時に、近年、戦後補償に関して注目されている外国の国内裁判所の判例の検討も当然必要である。近年、とくにギリシャのディストモ事件およびイタリアのフェリーニ事件・チビラッテ事件判決が注目されている。2008年10月21日、イタリア破棄院（最高裁）が下したチビラッテ事件判決は画期的である。

これらにおいて、ユス・コーゲンスと主権免除の関係が中心的な争点であったが、被告ドイツによる時効の抗弁は認められなかったと思われることから、本研究にとって参考になるとと思われる。これらの事例の資料収集および聞き取り調査をギリシャおよびイタリアで行う。その他、外国の裁判例およびわが国の裁判例をも合わせて検討・分析を行い、さらに、国内における資料調査を行う。

## 4. 研究成果

### （1）研究の主な成果

#### ①学説・判例の検討

第2次世界大戦以前、国際法の文献において、消滅時効の問題は、仲裁裁判判例の分析の中で、あるいは戦争の効果との関連などで論じられてきた。しかしながら、戦後の文献においては、少なくとも国際法の教科書においては、きわめてわずかしき言及がなされていない。その中でも、国際法の代表的な教科書の一つである、英国のBrownlieのそれは、条約法を別として、ユス・コーゲンス規則のような規範の内容は、抗議、承認、および黙認とは無関係であり、「時効は、この種の違法性を取り除かない」と述べていることが注

目される。そうした規則には、戦争犯罪、人道に対する罪が関連すると思われる。こうした考えが、一方では、加害者に関して、時効不適用条約の採択に導き、他方で被害者の救済の権利の主張につながってきたといえよう。

判例については、1953年5月19日、アンパティエロス事件本案に関して、国際司法裁判所が下した判決が、国際法上の「出訴期間」に関して、大きく影響したといえよう。裁判所は、ギリシャによる本件請求の国際司法裁判所への提訴には「不当な遅滞」があったというイギリスの抗弁について、主に、一般国際法上、出訴期間を定める規則は存在しないとの理由で退けたことが注目される。

## ②わが国の判例の動向

これまでに、わが国の「戦後補償裁判」を丹念に追ってきたが、2007年4月27日、「西松事件」最高裁第二小法廷判決は、中国「国民」の「請求権」に関する最高裁の判断を示したものであり、その他の関連する裁判にも決定的な影響を及ぼすものと思われる。同判決において、最高裁は、「サンフランシスコ条約枠組み論」を展開して、「請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するのではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまる」と判示した。ここからは、少なくとも本件の「請求権」に「消滅時効」は適用されないと解されよう。

また、2008年10月30日、自由権規約委員会は、日本政府の提出した第5回報告書を検討した後に、「慰安婦」に関して、以下の最終所見を表明したことが注目される。

「委員会は、以下の点、すなわち、締約国が第2次世界大戦中の『慰安婦』制度に関して未だにその責任を認めていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に支払われた補償は公的な基金というよりむしろ民間基金によってまかなわれたものであり、かつ不十分であること、ほとんどの教科書が「慰安婦」問題には触れていないこと、及び何人かの政治家及びマスメディアは、被害者の名誉を傷つけあるいは事実を否定し続けていることに関して懸念を有する。締約国は、法的責任を認め、かつ『慰安婦』制度に関して大多数の被害者が受け容れ可能な方法で率直に謝罪することによって彼女達の尊厳を回復し、生存加害者を訴追し、すべての生存被害者に権利の問題として適切な賠償をする即時のかつ実効的な措置を執り、当該問題について学生および一般大衆を教育し、被害者の名誉を傷つけ、あるいは事実を否定するいかなる試みも論駁しおよび制裁を課すべきである。」

## ③国際社会の動向

周知のように、国連人権小委員会においては、先のファン・ボーベン最終報告書、マクドゥーガル報告書が提出され、後者において、奴隷制及び奴隷類似慣行の禁止は、慣習国際法の強行規範またはユス・コーゲンスの地位を獲得した最初の禁止の一つと位置づけた。こうした主張は益々支持を集めて、ギリシャのディストモ事件およびイタリアのフェリーニ事件・チビラッテ事件判決につながってきたと見ることができよう。

2008年10月21日、イタリア破産院は、第二次世界大戦中にナチス占領下のイタリアで起きた住民虐殺事件、いわゆるチビラッテ事件において、ドイツによる主権免除、時効などの抗弁を退けて、ドイツ政府に賠償金の支払いを命じるという画期的な判決を下した。第2次世界大戦中の1944年、イタリアのトスカナ地方の町チビラッテにおける、パルチザンによるドイツ兵3名殺害の報復としての、女性、子ども、司祭ら203名に対する暴行・虐殺が行われた（平頂山事件を髣髴させる）。この住民虐殺事件をめぐって、イタリア破産院刑事第一法廷は、ドイツ政府に、原告2名の犠牲者の遺族9名に総額100万ユーロの賠償金支払いを命じ、また虐殺に加わった当時のドイツ人将校（ドイツ在住）の終身刑を確定させたのである。こうして、国際人権法および国際人道法の発展は、人道に対する罪について「一国の司法が他国の罪を問える」にまで至った。本判決は、2004年のフェリーニ事件判決をおおむね踏襲したものである。なるほど、本件の主たる争点は、主権免除であるが、「その行為が国際犯罪を構成するような、人の自由および尊厳の重大な侵害である場合には、一定の制限に服する」と判示した。なお、本件は、ドイツがイタリアを相手に国際司法裁判所に提訴するに至った。今後のICJの判断がきわめて注目されよう。

## (2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究の目的は、国際人権法、国際人道法および国際刑事法の発展の中で、被害者の救済の権利が次第に確立されつつあるとの認識から、消滅時効の問題を考察することであった。とりわけ1990年代から、各国の国内裁判所において、国際人権法、国際人道法の重大な侵害の被害者による損害賠償請求事件が提起され、わが国、ギリシャ、イタリアにおけるいくつかの判決は、加害者側の「時効」「主権免除」などの抗弁を退け、被害者の主張を認める判決を下したことが注目される。

こうして、いわゆる「戦後補償裁判」においては、「時効」の壁はほぼなくなった、すなわち、訴訟を提起する時間的制限（消滅時効）はもはや問題とはならない、といえるかもしれない点で、本研究により得られた成果は意義があると思われる。他方で「主権免除」、平和条約における「請求権」条項という別の大きな壁が、依然として立ちはだかっていることも確かである。

### (3) 今後の展望

本研究のこれまでの成果から、国際法上の消滅時効に関しても、国際法の発展、すなわち、国際人権法および国際人道法の重大な違反がユス・コーゲンス（強行規範）として位置づけられるとの認識の高まりの過程が密接に関連していると思われる。この点をさらに深めた研究が求められよう。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ① 五十嵐正博、コメント：西松建設事件—最高裁第2小法廷2007年4月27日判決—、国際人権、査読有、19号、2008年、90-94
- ② 五十嵐正博、戦後補償裁判の課題、中帰連、査読無、44号、2008年、16-25
- ③ 五十嵐正博、戦後補償裁判の法理と個人の人権、法律時報、査読無、80巻5号、2008年、88-92
- ④ 五十嵐正博、サンフランシスコ条約と中国—最高裁判決の『サンフランシスコ条約枠組み論』、法律時報、査読無、80巻4号、2008、88-92
- ⑤ 五十嵐正博、『請求権放棄』をめぐる最高裁判決—西松建設事件を中心に、法学セミナー、査読無、2007年7月号、2007、4-5
- ⑥ 五十嵐正博、「中国人強制連行西松事件の最高裁弁論」、法学セミナー、査読無、2007年6月号、2007、6-7
- ⑦ 五十嵐正博、最高裁は国際法の発展に寄与できるか—日華平和条約・日中共同声明と中国『国民』の請求権」、世界、査読無、2007年4月号、2007、67-72

〔学会発表〕（計3件）

- ① 五十嵐正博、日韓併合条約と植民地支配、The 3<sup>rd</sup> International NGOs Conference on History and Peace、2009年8月22日、徳成女子大（韓国・ソウル）
- ② 五十嵐正博、サンフランシスコ条約と中国—最高裁判決の「サンフランシスコ条約枠組み論」、中日学者・法律家法律討論会、2007年11月21日、中国抗日戦争記念館（中国・

北京）

- ③ 五十嵐正博、コメント：西松建設事件—最高裁第2小法廷2007年4月27日判決、国際人権法学会、2007年11月11日、愛知学院大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

五十嵐 正博 (IGARASHI MASAHIRO)  
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授  
研究者番号：70168102